

株式会社フィールズ 第三者評価倫理規定

第三者評価の実施に係る評価機関並びに審査委員、第三者評価調査員は次の事項を守らなければならない。

1. 守秘義務

第三者評価業務に関して知り得た情報の内容を一切他に漏らしてはならない。また第三者評価業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2. 情報の取り扱い

第三者評価業務を実施するために個人情報やグループホームの個別情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人やグループホームの権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

3. 目的以外の使用禁止

第三者評価業務を実施するため、グループホームから引き渡された資料等を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

4. 関係書類の取り扱い

第三者評価調査員は評価に係る資料や記録一切を調査終了後提出物と一緒に評価機関に提出しなければならない。

5. 公正な事業の実施と判断

グループホームにおけるサービスの質の向上と利用者が施設を選択するための指標となる情報を提供するために、評価機関及び外部評価調査員は公正な立場で事業の実施と判断により業務を遂行しなければならない。